本校の人権教育の取組

～多様な性的指向・性自認への対応の推進～

狭山市立入間川中学校　入谷　知彦

１　本校の人権教育の基本的な考え

本校の学校教育目標は「たくましく心豊かで、未来に向けて夢の実現に努力する生徒」であり、目指す学校像は「お互いを尊重し、認め合い、学びを実感できる学校」である。また、目指す生徒像は「自ら考え正しく判断し行動できる生徒　明るく、思いやりのある生徒　心身ともにたくましい生徒」としている。これらの目標に基づき、人権・同和教育目標として以下の４点を掲げている。「①すべての教育活動で人権尊重の精神を高める　②身近な差別問題に気づき、いじめなどのおこらない学級・学年集団をつくる　③生徒の発達段階にそくし、同和問題などの現代社会におけるさまざまな人権問題を考えさせ、差別をなくしていく実践力をつける　④偏見や差別をなくし、集団の一員として励まし合いながら集団生活をしていこうとする意識を高める」。これらの目標達成のため、学年ごとの発達段階に応じた指導や取組を通じて、生徒の人権感覚、そして人権尊重の精神・態度の育成を図っている。また、国語や社会などの教科、道徳教育や特別活動、生徒指導、進路指導といった様々な教育活動全体を通じて、人権教育を推進している。

２　具体的な取組

（１）名簿や呼称の統一

以前は男女別に名簿を作成していたが、４年前より男女混合で氏名五十音順の名簿に変更した。変更当初は、職員間から不安の声もあったが、実際に運用していく中で大きな混乱はなかった。授業を始め、日常生活全般で男女混合名簿を使用している。身体測定についても、男女混合名簿を使用しての名簿順で行っているが、支障はない。内科検診・心電図検査については、男女別にクラスごとに行っている。

また、呼称についても以前は「くん」「さん」を使用していたが、男女混合名簿への変更に伴い、全員を「さん」に統一している。こちらについても、特に問題や混乱はなく運用している。

なお、名簿及び呼称の変更については、４年前に入学した学年より男女混合名簿の使用を開始し、昨年で学校全体への切り替えが完了した。呼称については、変更した年の新入生に対しては「さん」への統一を徹底し、すでに在学中の生徒に対しては「努力義務」とし、混乱を避けるため徹底はしなかった。しかし、当初の心配ほどの混乱もなく、早い段階で全体が「さん」への呼称変更に慣れていった。

（２）服装についての対応

本校の制服はブレザータイプで、従来の男子タイプ（ズボン、ワイシャツ、ネクタイ）と従来の女子タイプ（スカート、ブラウス、ベスト、リボン）がある。これらも４年前から男女の区別なく、どちらのタイプも選択できるようにしている。そのため、少数ではあるが、女子の生徒でズボンとネクタイ、あるいはズボン、ベスト、リボンといった組み合わせを選択する生徒もいる。スカートを着用することに抵抗のある生徒に対して、他の選択肢を与えることで、

生徒それぞれの思いを尊重することができるようになった。

また、水泳時の水着についても男女問わず長袖の上着の着用を認める配慮も行っている。

（３）道徳での取組

２年生の道徳において、デートＤＶを取り上げている。「性的指向・性自認」の視点とは少し異なるが、生徒たちは発達段階に応じた題材として毎年、興味を持って取り組んでいる。

また、１年生では「自己理解」や「人の気持ちを考える」という主題に、２年生では「友情」や「個性」「寛容」といった主題に取り組むことで、段階的に自己を理解し、個性を尊重することへの理解を深めている。

３学年を通して、「いのち」について扱う主題もあり、これも別の側面から「性的指向・性自認」について考える一助となっている。

（４）「性と人権」講演会（３年生）の実施

毎年３年生を対象に、「性と人権」の講演会として、任意団体「ダイビーノン」による講演を行っている。「ダイビーノン」は、セクシュアリティー講演として性の多様性に関する講演を各種学校や企業で行っている団体である。実際に「性的マイノリティ」と言われる人による体験を含めた生の声を聴くことで、生徒たちも考えを深めることができている。生徒たちの感想からは、「トランスジェンダーへの理解が深まった」という記述や、「今後自分の周りにそのような人がいたら手助けになりたい」といった記述が見られ、人権意識の高まりが感じられた。

３　成果と課題

（１）成果

男女混合名簿や呼称の統一、制服の選択制の導入により、多様な生徒の気持ちを尊重することができるようになっている。さらに、このような取組から、教員側も、多様なあり方を受け入れ、尊重しようという意識が生まれてきている。また、道徳への取組や講演によって、性についての多様なあり方に対して理解を深めることができている。特に、講演で実体験を基にした話を聴くことは生徒の心に深く響き、多様な性自認を理解し、受け入れる気持ちの醸成につながった。

また一方で、各学年で行っている「いのち」の授業や赤ちゃんとの触れあい体験や妊婦体験といった活動も、生徒の性自認を深める上で効果があると考えられた。

（２）課題

制服を選択できるようにしたものの、ズボンの規格が一定のため体型によっては着用が難しかったり、サイズを大きめにせざるをえなかったりするという課題があった。また、本校には多目的トイレが体育館にしかないため、トイレの利用に抵抗を感じる生徒がいた場合の対応が困難である。呼称の統一など、教員側の意識で変更可能なものは対応が進められるが、物品や建物の構造などについては、学校の取組として変えていくことに困難を感じる。一人ひとりにどこまで対応できるのかといった課題が残る。今後、さらに教員側の理解を深め、多様な性的指向・性自認への対応を推進していくことで、必然的に生徒たちの理解も深まっていくと考える。

戦争の記憶を風化させないために

～文化財保護行政と人権教育～

川島町教育委員会生涯学習課　神田雅貴

１　文化財保護行政と人権教育の関係

戦争は、人々の様々な権利を侵害し、生命や安全、尊厳までも脅かす最大の人権侵害である。そのため、戦争の悲惨さを伝え、惨劇を繰り返さないためにも、平和意識を高める教育（平和教育）や啓発活動を推進することが大切である。

平和教育や啓発活動を推進するには、様々な方法があるが、その１つとして歴史的資料を用いた方法は有効であろう。歴史的資料には、本物ならではの「そのものが持つ力」を有しており、その時代に実際に使用された痕跡や歴史の傷跡が刻まれている。たとえば、戦時中の手紙や日記は、個々の体験や当時の社会状況を知る手がかりとなる。平和教育において、歴史的資料を見ることは、歴史を肌で感じ取る機会であり、教育的効果を高める上で有効であると考えられる。

ところが、現在、終戦から 80 年が経過しており、このような資料の一層の散逸が懸念されている。川島町教育委員会では、文化財保護行政として、戦争の記憶を風化させないために過去の様子を物語る歴史的資料の収集・保存に取り組んでいる。

２　具体的な取組

（１）戦争に関する歴史的資料の収集

〔目的〕町民の戦争体験や戦時下の暮らしを物語る資料（日用品等）を収集し、戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを学ぶための歴史的資料として整備する。

〔対象〕出征者・満蒙開拓団・抑留者・留用者及びその家族に係る資料

例　写真（軍隊生活、銃後の生活、学校）／手紙・手記（軍事郵便、慰問の手紙、赤紙、戦死公報、手帳、日記）／衣類（軍服、国民服、もんぺ、ゲートル）

〔調査方法〕各行政区に２名委嘱している文化財専門調査員に依頼して、情報や資料を収集する

〔対象期間〕1894（明治 27 年（日清戦争）～1951（昭和 26）年（サンフランシスコ平和条約締結）

〔調査期間〕令和 6 年 5 月 28 日～令和 6 年 12 月 28 日

（２）収集済み資料の具体例

○資料１　出征旗

太平洋戦争中に兵士が出征する際に、家族や友人、地域の人々が、武運長久（戦場での幸運がいつまでも続くこと、出征した兵士の無事が続くこと）を祈って、国旗に寄せ書きして兵士に贈った。

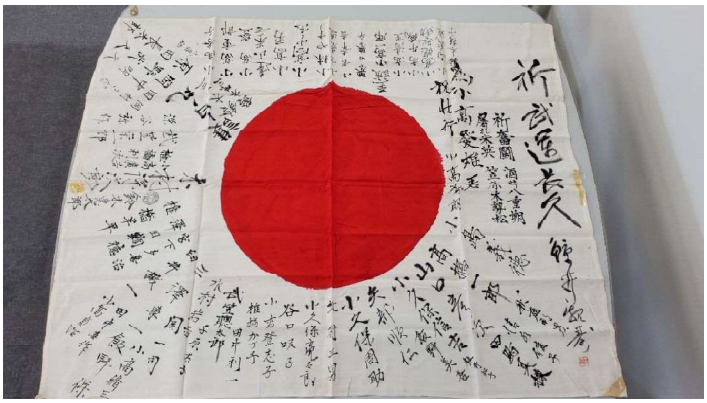

○資料２　千人針

出征する兵士の無事を祈って贈られた布で、女性が赤い糸で一人一針ずつ縫い、千個の玉留めが施されている。

玉留めは、「千の鉄砲の玉を止める」と言われ、兵士が腹巻きや帯にして弾除けのお守りとして身に着けていた。

写真の五銭硬貨（矢印参照）は「死線」を超えるようにと縫い付けられた。

○資料３　手紙

満州に出征した兵士が日本の家族に送った手紙。

戦時中に家族を想う気持ちを伺い知ることができる。

深緑に包まれたる関東平野の
一村に時局中にも又年新な郷
里を思ひ浮べて御両親様
の其の後の御健勝を祈って
兄ら様御夫妻の御男（努？）力を
願って小兵も至極元気
なれば御休心の程
留守中は種々格別の御
迷惑を御懸けすること存
りましたが何卒よろしく御
助力絶やされんことを
幸夫や勉の居所を御教示下
されば甚幸に存りました
では皆々様御自愛の程

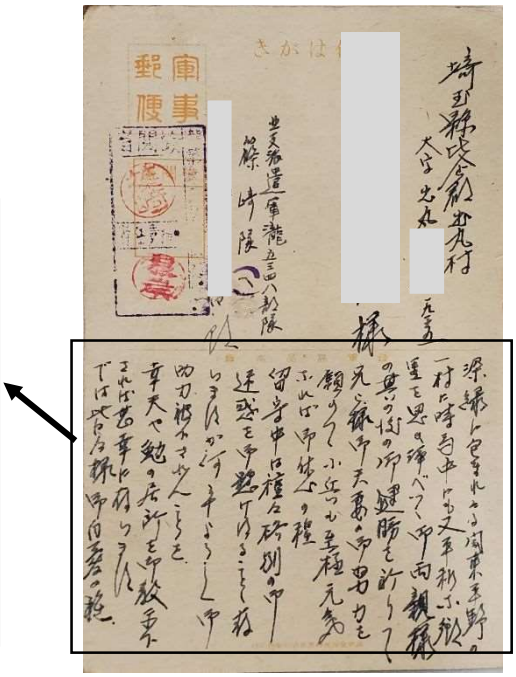

○資料４　木銃

軍事教練において、銃剣の刺突練習に用いられた全長 164 ㎝の木銃。「小学校で使用されていたものをいただいた」と所有者は話しているので、青年学校にて使われていたものと推察される。

なお、軍事教練とは、男子の中等教育以上の教育機関において、1925 年から終戦まで行われていた軍事教育である。

３　成果と課題

収集した資料は、戦争という極めて［特殊な情勢］の中でも、家族を気遣うといった人々の［普遍的な感情］（資料３ の「手紙」参照）が存在していたことを改めて明示している。平和教育は、戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、かつての戦争は「遠い昔の特殊な時代の日本人の史実」ではなく、我々とつながる「普通の人々が体験した惨劇」であることを伝えていくことも肝要であろう。今後は、収集した資料を最大限に活用して、企画展などを文化財保護行政として実施していきたい。

（参考資料　『日本史小辞典』山川出版社, 2016）